

令和 6 年度

多摩第一小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」に基づいた「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「多摩市いじめ防止基本方針」を踏まえ、「多摩第一小学校いじめ防止基本方針」を以下のとおり定める。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方について

(1) 基本理念

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、誰でもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、関係機関や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取り組みを徹底する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じるものをいう。

2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）について

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、以下に示す「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【 構成メンバー 】

校長、副校長、主幹教諭、いじめ対策委員長（生活指導主任）

いじめ対策委員（学年主任各 1 名）

かがやき（特別支援教室）主任、スクールカウンセラー、養護教諭

3 いじめの未然防止に向けた取組について

(1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを児童に理解させ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。

(2) 特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。

(3) 児童が、人、社会、自然と関わり合うことで、共に生きることの大切さ、集団の一員としての自覚と自信を育む体験や活動を取り入れる。

(4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

(5) ネット上のいじめ防止に向けた児童・家庭への啓発活動を推進する。

【具体的な取組】

(1) ①「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した職員研修や生活指導夕会等を通して、教職員の人権意識を高める。

②朝会時の校長講話やふれあい月間時の学級指導を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育む指導を行う。

(2) ①道徳授業地区公開講座や学校便り、学年便り等を通じて、家庭や地域との連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。

②ふれあい月間に「いじめ」をテーマとした道徳授業を各クラスで行い、いじめ防止の実践的態度を育てる。

(3) ①異学年交流活動を年間数回実施することで、下学年を思いやる心・上学年を敬う心の育成を図る。

②地域行事への積極的な参加を教職員、児童、保護者に呼びかけ、地域の一員として地域と共に生きている意識を持たせる。

③校内でのヤギの飼育、各クラスでの生き物の飼育を通し、生命尊重や弱者への思いやりの姿勢等を育む指導を行う。

④『多摩市かがやきブック』を活用した児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。

⑤生活科・総合的な学習の時間を通して、人・社会・自然との関わりを深めると共に、多様性を尊重する心を育む。

⑥学期の始めに、学級や友達との関わりがもちやすいように、特別活動を通して、アイスブレイクやソーシャルスキルトレーニングを行う。

(4) ①特性がある児童の指導・支援について、毎週生活指導夕会で共通理解するとともに、巡回相談員や子ども家庭支援センターや教育センターの職員などの助言を生かし、児童理解に努める。

②毎週学年会を実施、各学年で課題や問題点を共通理解し、諸問題の解決やよりよい学年・学級集団づくりに向けて、学年一丸となって取り組む。

③外部人材等を積極的に活用し、多様な観点からいじめ防止について学ぶ機会を設ける。

(5) ①児童の携帯電話の保有状況や SNS の使用状況等を調査し、実態の把握に努める。

②SNS 東京ルール・SNS 学校ルールを保護者・児童に周知し、児童には GIGA ワークブック東京を活用して情報モラル教育の推進に努める。

③ネット上のいじめ防止につながる通信機器の使い方や情報モラル教育の指導を徹底する。

4 いじめの早期発見（早期対応）に向けた取組について

(1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめはないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、日頃から教職員間、管理職と情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。

(2) 児童がいじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え、いじめの実態を把握する。

【具体的な取組】

- (1) ①「いじめアンケート」を年3回実施し、内容により担任の個別聞き取りや管理職による聞き取りを行いいじめの実態把握に努める。その結果をもとにいじめ対策委員会や職員会を開き、情報交換と連携を図る組織的対応を行う。
 - ②週1回の生活指導夕会で、各クラスの様子を担当、専科から報告し、児童の情報交換、共通理解を図る。
 - ③スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
 - ④複層的な視点から子どもたちの変化を把握するため、週番のメンバーが休み時間等で定期的に校内巡回を行う。
 - ⑤青少協や民生委員との会合では、児童に関する情報を共有し、学校外でのいじめの防止や解消に努める。
- (2) ①児童・保護者にスクールカウンセラーについて周知し、気軽に相談できるように相談室についての紹介や相談室便りの発行を行う。
 - ②児童及び保護者に校内の相談窓口や外部の相談機関の連絡先等の周知を行う。
 - ③学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。
 - ④学年主任を中心に学年間の連携を密にし、学級担任全員で学年の児童を見る意識をもつ。そのため、週1回の学年会により情報交換や共通理解を図るほか、学年間の交換授業や学年での取り組みをできるだけ多く実施する。

5 いじめへの組織的な対応について

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ対策委員会を開催し、学校全体で対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、臨時にいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
 - ②毎月、いじめ対策委員会を開催し、軽微ないじめについても報告し、共通理解を図る。
- (2) ①いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、席替え等、児童の不安感を除き、安全確保を行う。
 - ②いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、加害児童に対する指導の方針を伝え、家庭の協力を仰ぐ。加害児童に対しては毅然とした態度で明確な指導を行う。当事者のみならず周りの児童から事実確認を十分に行い、い

いじめ対策委員会メンバーの立ち会いのもと、謝罪の場を設ける。いじめに関係した児童に聞き取りを行う際には、担任を含め複数の教員で聞き取りを行い記録する。また、必要な場合は管理職も含めて事実関係を把握し、複数体制で行う。

- ③いじめに係わる状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。
- (3) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について必要に応じて子ども家庭支援センターや教育相談室等と情報を共有する。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる重大事案については、警察と連携して対応する。
- (4) ①地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守りを依頼する。
- ②毎週火曜日、保護者による挨拶運動を実施、児童の見守りを行う。
- ③学校便り・学年便りや保護者会等で、いじめは許されないことを日常的に伝え、我が子のみならず周りの児童への見守りや情報提供を依頼する。
- (5) ①いじめ防止対策推進法に基づく重大事態が起きた場合は、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

6 いじめに関わる重大事態への対応

- (1) いじめられた児童の安全や落ち着いて学習を受けられる環境を市教育委員会や関係機関と連携して確保する。
- (2) スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談室相談員等と連携を図り、学校内外での教育相談の体制を整え、いじめられた児童の心理状況を丁寧に把握する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応していく。
- (4) 重大事態が起きた場合は市教育委員会を通じて市長へ報告するとともに、他の関係諸機関と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び連絡協議会が実施する調査や報告への協力を行う。
- (5) 調査の結果を踏まえ、同種の事態の発生の防止に資する方策を検討し、関係機関と連携して組織的に対処する。

改定：令和6年4月